

3 申請方法等

以下に記載する申請方法は、本県知事許可業者を対象とするものです。

大臣許可業者については、国土交通省地方整備局へ直接御確認ください。

(参考) 四国地方整備局HP (建政部)

http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/03-keiei_jikou/index.html#ken02

※令和5年1月10日から運用開始予定の建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請の方法(電子申請要領)は、別途定めます。

1 経営規模等評価の申請・総合評定値の請求について

経営規模等評価の申請・総合評定値の請求をしようとする者は、まずは県機関に決算変更届(建設業法第11条第2項)を提出した後、登録経営状況分析機関に経営状況分析申請を行ったうえで、2に定める方法により、申請(下書き審査)の申込みを行っていただき、指定された日時・場所に3に定める申請書類を持参して審査を受けてください。

2 申請方法について

本県においては、経営規模等評価申請・総合評定値の請求をしようとする方すべてに対して、対面による下書き審査を行った後で、本申請(清書の提出)をお願いしています。

(1) 往復はがきによる申込み

往復はがきに以下のとおり明記し、下書き審査の申込みをしてください(次ページの記入例を参照)。

[往信部の表面(送付先)]

主たる営業所の所在地を管轄する各地方局建設部または各土木事務所の所在地(38ページを参照)を記入すること。

[往信部の裏面]

- ① 標題(「経営規模等評価申請・総合評定値請求申込書」と記入すること。)
- ② 審査基準日(決算日)
- ③ 主たる営業所の所在地
- ④ 商号または名称
- ⑤ 代表者氏名
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 建設業許可番号

[返信部の表面]

申請者の宛先(郵便番号、住所、氏名等)を記入すること。

[返信部の裏面]

何も記載しないこと。(県で審査日時及び審査場所等を記載します)

(2) 審査日時等の通知

上記申込書の送付があった場合は、各地方局建設部または各土木事務所から、審査日時及び審査場所を指定して各申込者あて通知します。

なお、指定された日時で不都合がある場合は、返送元の各地方局建設部または各土木事務所に御相談ください。

※上記の申込み方法のほか、各地方局建設部または各土木事務所は、別に定めを設けて、経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みを受け付けることがあります。

(3) 下書き審査の実施から本申請まで

指定された日時・場所に3で掲げる書類（提出書類及び提示書類）を持参し、審査を受けてください。必要に応じて担当職員から修正事項等の指示がありますので、一度持ち帰っていただき、3（2）に掲げる提出書類について修正等を行った後、本申請（提出書類の清書提出）を行ってください。

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込みはがきの記入例

官製往復はがきに以下のように記入し、主たる営業所を管轄する各地方局建設部または各土木事務所に送付し、下書き審査の申込みをしてください。

〔往信部の表面〕

主たる営業所を管轄する地方局建設部または土木事務所のあて先を記入すること。

〔往信部の裏面〕

経営規模等評価申請・総合評定値請求の申込書

●審査基準日（決算日） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇建設

代表取締役 〇〇 〇〇

TEL (〇〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇

●建設業許可番号

愛媛県知事許可（般・特一〇〇）第〇〇〇〇〇号

〔返信部の表面〕

申請者のあて先（郵便番号、住所、氏名等）を記入すること。

〔返信部の裏面〕

何も記載しないこと。

3 申請書類について

(1) 提出部数

	正本	副本
愛媛県知事許可業者	1 部	1 部

(2) 提出書類

必ず、次の順番に揃えて提出してください。

番号	書類名称	摘要、備考
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）別記様式第25号の14）	20001 帳票
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高（同様式別紙一）	20002 帳票
	工事種類別完成工事高付表（別記様式第1号）	業種間の振り替え※1を行う場合に限る
3	その他の審査項目（社会性等）（同様式別紙三）	20004 帳票
4	技術職員名簿（同様式別紙二）	20005 帳票
5	審査手数料収入証紙貼付書	本県様式
6	工事経歴書※2	
7	添付書類（1～13）	11 ページ以降の（3）添付書類に掲げる書類を1～13の順番に並べること
8	経営状況分析結果通知書	

※1 完成工事高の業種間の振り替えに関しては、19ページを参照してください。

※2 工事経歴書について

○許可申請時または毎事業年度終了時における変更等の届出時に、省令別記様式第2号による工事経歴書が添付されており、審査において提示等の確認が可能な場合には、提出を省略することができます。

○基準決算の前期・前々期の工事経歴書については、今回受審する業種が前回経営事項審査を受審しているため、工事経歴の確認が当該経営事項申請書等で可能な場合は、当該申請書等の提示に代えることができます。

○様式を提出する場合には、次により記載してください（次ページの記載フロー参照）。

ア 用紙の右肩に申請者名を記入すること。

イ 建設工事の種類ごとに別葉で作成すること。

ウ 元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。

注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については10件まで記載

注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は記載不要

エ 上記ウに続けて、ウ以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の約7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載

注1：500万円（建築1,500万円）未満の工事については、10件まで記載

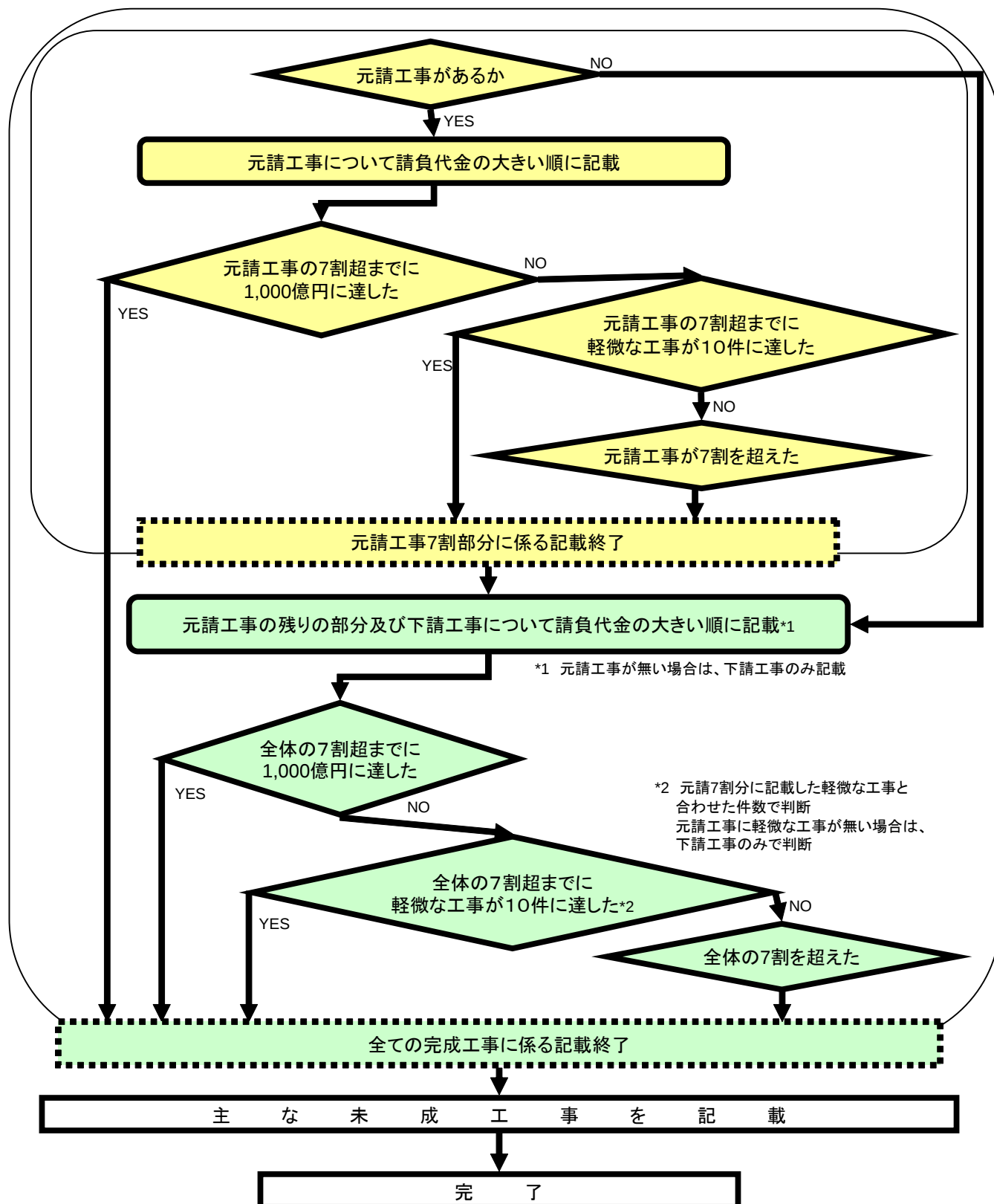
注2：請負代金の額の合計額の1,000億円超部分は、記載不要

オ 上記エに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

カ 「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」については、請負代金の額の欄にその内訳として「PC工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」の表示を行い、その金額を記入すること。

参 考 工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載。ただし、①・②において、1,000億円または軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない。



(3) 添付書類

(2) の 7 に掲げる添付書類については、以下のとおりです。

〔留意事項〕

- ・以下の書類以外にも、窓口で審査に必要とする資料の添付を求めることがあります。
- ・「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。

(■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類)

番号	申請内容	添付書類摘要	原本
1	〔項番：17〕 資本性借入金を自己資本の額に加算する場合	経営状況分析の申請時に提出した「資本性借入金」該当証明書（指定様式）の写し（公認会計士・税理士・建設業経理士1級（1級登録経理試験に合格・1級登録経理講習を受講した者）によるもの） ※在籍先（社内・社外）は問わない。	
2	〔項番：41〕 雇用保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□雇用保険料納入証明書 □労働保険概算・確定保険料申告書の控え（審査基準日を含む年度のもの）及び保険料領収済通知書（審査基準日を含む期間のもの）	○
3	〔項番：42〕 健康保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□社会保険料納入証明書 □保険料納付領収証書（審査基準日を含む月分） ※健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合は、「3.適用除外」としてください。減点となりません。 ※国保組合の加入証明書、健康保険の適用除外承認書など加入を証明する書類を添付のこと。	○
4	〔項番：43〕 厚生年金保険加入の有無 ⇒「有」の場合	□社会保険料納入証明書 □保険料納付領収証書（審査基準日を含む月分）	○
5	〔項番：44〕 建設業退職金共済制度導入の有無 ⇒「有」の場合	■勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部または当該本部の愛媛県支部の発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」（経営事項審査用）	○
6	〔項番：45〕 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無 ⇒「有」の場合	1) 退職一時金制度導入の場合 □勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部への加入を証明する書類（加入証明書） □特定退職金共済団体制度への加入を証明する書類 □その他退職一時金制度の導入を証する書面（労働基準監督署の確認印のある就業規則または労働協約） 2) 企業年金制度導入の場合 厚生年金基金に加入している場合 適格退職年金契約を締結している場合 確定給付型企业年金に加入している場合 確定拠出年金に加入している場合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

番号	申請内容	添付書類摘要	原本
7	【項番：46】 法定外労働災害補償制度※1加入の有無 ⇒「有」の場合	1) 右のいずれかの団体の労働災害補償制度へ加入している場合、それぞれの加入を証する書面（加入証明書、保険証券、加入者証書等） (公財) 建設業福祉共済団 (一社) 全国建設業労災互助会 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者 (一社) 全国労働保険事務組合連合会 2) 労働災害総合保険もしくは準記名式の普通傷害保険に加入している場合、その加入を証する書面（保険証券等）	○ ※2
【備考】 ※1 以下の全ての要件に該当することが必要 (1) 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。 (2) 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。 (3) 少なくとも死亡及び労災保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害のすべてを対象とすること。 ※2 加入証明書の場合は、原本添付。保険証券、証書の場合は、「原本提示 + 写しの添付」で可。			
8	【項番：49】 技術職員名簿に記載のない技術者の「CPD 単位取得数」に係る数値を評価する場合	「CPD単位を取得した技術者名簿」（別記様式第4号）	○
【備考】 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であつて、技術職員名簿に記載のない者について作成すること。			
9	【項番：50】 「CPD 単位取得数」及び「技能レベル向上者数」に係る数値を評価する場合	「技能者名簿」（別記様式第5号）	○
【備考】 審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であつて、省令第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。			
10	【別紙二：技術職員名簿（20005 帳票）関連】 「高年齢者雇用安定法」の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合	「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」（別記様式第3号）	○

番号	申請内容	添付書類摘要	原本
11	〔項番：54〕 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合	「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号）」	○
〔備考〕 加点点要件を満たさないにもかかわらず、「該当あり」として申請された場合は虚偽申請となるためご注意ください。			
12	〔項番：57〕 防災協定の締結の有無 「有」の場合	1) 申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合 ■団体が締結している防災協定書※1 ■申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類 [団体等が発行する活動計画書・加入証明書等] 2) 申請者が単独で防災協定を締結している場合 防災協定書	○※2
〔備考〕 ※1 愛媛県との防災協定である場合は、防災協定書の提出を省略できます。 ※2 加入証明書の場合は、「原本の添付」とします。			
13	〔項番：60〕 「監査の受審状況」にて、「3」に該当する場合	「経理書類の適正を確認した旨の書類」（別記様式第2号）	○
〔備考〕 建設業の経理に関する業務の責任者は、自社が恒常的に雇用している者であることが必要（決算書の作成を外部の税理士に依頼しているだけでは該当しない）。			
14	〔項番：64〕 「建設機械の保有状況」にて、1台以上の該当がある場合	建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合 建設機械のリース契約に関する申出書（本県様式）	○
15	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。 （参考）国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000038.html 認定内容 ①外国子会社の工事種類別完成工事高 ②建設業者及び外国子会社の自己資本の額 ③建設業者及び外国子会社の利払前税引前償却前利益	○

(4) 提示書類

次に掲げる書類等については、審査当日持参のうえ、提示してください。

〔留意事項〕

- ・以下の提示書類以外にも、審査に必要とする資料の提出または提示を求めることがあります。
- ・「原本」欄に○印を付していない書類でも、原本確認を行う場合があります。
- ・「原本」欄に「原本添付」と記載したものは、(3)に掲げたものの再掲です。

(■：必ず必要となる書類、□：当該項目でいずれか1つで足りる書類)

番号	書類内容	提示書類摘要		原本	
1	〔項番：17〕 資本性借入金を加算した自己資本額の確認に要する書類	(資本性借入金を自己資本の額に加算する場合) 基準決算の貸借対照表 ※〔項番：17〕自己資本額の計算基準区分で「2：2期平均」を選択し、自己資本額に資本性借入金を加算した金額を含める場合は、基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表も提示			
2	〔項番：18〕 利払前税引前償却前利益の確認に要する書類	1) 法人の場合	■法人税申告書別表 16(1)及び(2)		
			■損益計算書 (省令別記様式第 16 号)		
		2) 個人の場合	青色申告の場合	所得税青色申告決算書	
		白色申告の場合	収支内訳書		
			■損益計算書 (省令別記様式第 19 号)		
	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	[再掲] ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。		原本添付	
[備考] 経営状況分析結果通知書に「参考値」の記載がある場合、その内容で確認できれば省略可能。					
3	完成工事高等の確認に要する書類	1) 前年の経営規模等評価を受けた者	■前年の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)	○	
			■基準決算に係る決算変更届 (地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)		
			■経営規模等評価結果通知書		
		2) 前年の経営規模等評価を受けていない者	今回申請の基準決算及びそれ以前の前の決算についての決算変更届 (審査基準日以前 24 か月間、または 36 か月を充当することとし、地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。)		○
			■消費税確定申告書控え (第 27-(1)号様式；税務署で収受印が押印されたもの。 なお、電子申請の場合は、申告書及び申告に対する「受信通知」) ※令和 7 年 1 月以降の申告分については、受付印の確認を行いません。 ■「消費税及び地方消費税納税証明書」 (国税通則法施行規則別紙第 9 号書式 (その 1))		○
	外国子会社の経営規模に係る数値を評価する場合	[再掲] ■外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、認定書を受ける必要があります。		原本添付	

番号	書類内容	提示書類摘要		原本
4	工事経歴等の確認に要する書類	☐ 契約書、注文書・請書、発注者の証明書等		
		☐ 請負工事台帳		
		☐ 総勘定元帳		
		J Vによる施工の場合	協定書等の出資比率がわかる書類または分担した工事額がわかる書類	
		「工事進行基準」を採用している場合または「部分完成基準」により当該会計年度内に完成した出来高部分の実績を計上する場合	事業年度毎の出来高を確認できる書類（「工事進行基準」を採用する業者にあつては、注記表（省令別記様式第 17 号の 2）、原価計算書類等も必要）	
		工事経歴書の添付を省略する場合	決算変更届（地方局建設部または土木事務所の受領印のあるものに限る。）	
【備考】				
〔提示書類の範囲〕 工事経歴書に記載されている工事に係る契約書、注文書・請書、発注者の証明書等の提示については、建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位 3 件を基本とします。ただし、申請内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがあります。				
〔工事進行基準〕 特例として、法人税法第 64 条により認められている長期かつ大規模な工事（工期が 1 年以上、10 億円以上の工事の場合）において採用が可能。なお、この場合は重要な会計方針として、その旨及び工事進行基準を適用して計上した完成工事高について、計算書類の注記表に明記する必要がある。				
〔部分完成基準〕 法人税法基本通達 2-1-9 により、事業年度に部分的に完成した工事の引渡しを行った場合で、以下に該当するようなものについては、全部が完成していなくても計上できる場合がある。 ・一つの契約により同種の工事を多量に請け負った場合で、その引渡数量に従い工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合 ・工事の一部が完成し、その部分を引き渡した都度、工事代金を収入する旨の特約または慣習がある場合				
5	技術職員（「技能レベル向上者数」に係る数値の評価を受ける技能者及び経理責任者を含む）が一定期間以上雇用されていることの確認に要する書類 <u>※雇用保険、健康保険及び厚生年金保険各保険の加入状況が確認できる書類が必要</u>	☐ 事業所の名称が記載された雇用保険の被保険者証		
		☐ 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書		
		☐ 審査基準日を含む期間についての給与所得の所得税徴収高計算書（源泉徴収納付の領収証書）		
		☐ 源泉徴収票または源泉徴収票合計表		
		■ 賃金台帳または給与台帳 （基準日が属する月及び基準日から起算して 7 か月程度分）		
		☐ 出勤簿等		
		☐ 所属企業の雇用証明書（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）《被雇用者に限る》		○
		新規採用または中途採用の者で源泉徴収票がない場合	☐ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び労働基準法施行規則第 5 条第 3 項に規定する書面 〔労働契約における賃金に関する事項が明らかとなる書面。ただし、賃金の支払方法が月給制であるものに限る。〕	
			☐ 住民税特別徴収税額決定通知書	
		後期高齢者がいる場合	■ 住民税特別徴収税額決定通知書 ■ 後期高齢者医療証及び所得証明書	
出向者がいる場合	■ 出向事実を確認できる書類（出向契約書等） ■ 出向元に通知された標準報酬決定通知書			

番号	書類内容	提示書類摘要		原本
		高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている職員を雇用している場合	[再 掲] ■「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」(別記様式第3号) ■ [10人以上の労働者を使用する事業所のみ] 同制度について定めた労働基準監督署長の受付印のある就業規則または労働協約	原本添付
		[備考] ※審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係について、以下のとおり期間計算するものとし、「審査基準日から6か月と1日前以前」から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とする。 ○審査基準日の前日を起算日とする。 ○起算日の6か月前の月の応当日の翌日を「6か月前」とする(ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日を「6か月前」とする)。 ○「6か月前」の前日を「6か月と1日前」とする。(25ページを参照) ※健康保険証・後期高齢者医療被保険者証については、有効期限内に限り、従来どおり確認書類として利用可能。 ※証明内容に疑義がある場合にあっては、追加で書類の提示を求めることがある。		
6	〔別紙二：技術職員名簿(20005 帳票)〕及び〔様式第4号：技術者名簿〕関連技術職員の資格等の確認に要する書類	技術職員の国家資格・技術検定等に係る合格証明書、免許証等		
		実務経験による場合	☐建設業許可申請に係る「実務経験証明書」(規則様式第9号) ☐当該技術者の実務経験に係る受理・受付済み書類一式(履歴書等；経験業種及び期間が明記されているもの)	
		1級国家資格者相当の者で監理技術者証を保有しており、かつ監理技術者講習を受講している者	■監理技術者資格者証(表面) 初回交付日が審査基準日より前の日付で、有効期限が審査基準日より後の日付のもの(裏面) 審査基準日時点で、講習修了日の属する年の翌年1月1日から5年以内のもの	
		大臣認定者	■大臣認定書 ■監理技術者講習修了履歴がわかるもの ※大臣認定書の有効期限までは、認定書のみにて確認可能。 ※認定書の有効期間満了日までに、監理技術者講習を受講していること。 ※上記講習の受講以降は、当該講習の有効期間満了日まで監理技術者講習を間断なく受講していること。	
		登録基幹技能者講習受講者	登録基幹技能者講習修了証	
		能力評価基準によりレベル4又は3と判定された者	能力評価実施機関が発行する「能力評価(レベル判定)結果通知書」	
		CPD単位を取得している技術者	CPD単位数を証する書面等(CPD認定団体が発行する証明書等) ※1人の技術者につき、1つのCPD認定団体のCPD単位に限る	
	[備考] 技術職員が有する資格を証明する書面等のうち、有効期間の定めがなく、既に過去の経営事項審査において審査を受けている場合は、当該資格に変更がない限りにおいて、提示を不要とする。			
7	〔項番：51・52・53〕えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定の有無の確認に要する書類	審査基準日において有効な都道府県労働局長の(えるぼし認定)女性活躍推進企業認定証、(くるみん認定)基準適合一般事業主認定通知書、(ユースエール認定)基準適合事業主認定通知書		○

番号	書類内容	提示書類摘要	原本
8	〔項番：56〕 民事再生法または会社更生法の適用の有無の確認に要する書類	☐ 裁判所から送付される手続開始または終結決定の通知書 ☐ 官報の該当公告部分	
【備考】 平成23年4月1日以降に民事再生法または会社更生法の適用を申請した事件のみが対象となる。			
9	〔項番：60〕 監査の受審状況の確認に要する書類	1) 会計監査人の設置 会社の場合 2) 会計参与の設置 会社の場合 3) 建設業の経理に関する業務の責任者（公認会計士、会計士補、税理士及び登録経理試験の一級に合格した者等）により建設業の経理が適正に行われたことを確認した場合 ☐有価証券報告書 ☐監査報告書 ☐会計参与報告書 【再掲】 「経理書類の適正を確認した旨の書類」（別記様式第2号）	原本添付
【備考】 建設業の経理に関する業務の責任者は、自社が恒常的に雇用している者であることが必要（決算書の作成を外部の税理士に依頼しているだけでは該当しない）。			
10	〔項番：61・62〕 公認会計士・登録経理試験合格者等の確認に要する書類	登録経理試験の合格者を有する場合 登録経理講習を受講した者を有する場合 公認会計士、会計士補、税理士の場合 ※指定の研修を受講した者を有する場合 ☐合格证 ☐合格証明書 登録経理講習修了証 ☒合格证書等 ☒研修受講記録	○
11	〔項番：63〕 研究開発費の状況の確認に要する書類	☐ 注記表（省令別記様式第17号の2） ☐ 有価証券報告書等これに準ずる書類	
【備考】 本項目は、会計監査人設置会社であって、かつ会計監査人が財務諸表に対して無限定適正意見または限定付き適正意見を表明している場合のみ該当。			
12	〔項番：64〕 建設機械の保有状況の確認に要する書類	【再掲】 ☒建設機械保有状況一覧表（本県様式） 所有形態がリース契約の場合において、リース期間が当該審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する建設機械は、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りをすることを理由として評価を受けようとする場合 ☐建設機械の売買契約書 ☐販売店が発行する「譲渡証明書」または「販売証明書」 ☐審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書 ☐建設機械抵当法に基づく打刻または検認証明書 ☐（オンロード車の場合）自動車検査証（所有者、使用者が確認できる部分） ※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示 建設機械のリース契約に関する申出書（本県様式）	原本添付

番号	書類内容	提示書類摘要	原本
		■当該建設機械のカatalog等（当該機械の性能・規格がわかるもの） ※前審査基準日の経営事項審査において評価の対象となったものについては、省略可。	
		【備考】 評価対象は次のとおり（詳しくは24ページを参照）。 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー（建設機械抵当法施行令別表） ・ダンプ車（土砂等を運搬する貨物自動車であって、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」または「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの） ・つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン（労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号） ・作業床の高さが2メートル以上の高所作業者（労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号） ・締固め用機械（労働安全衛生法施行令別表第7号第4号） ・解体用機械（労働安全衛生法施行令別表第7号第6号）	
		■特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証 ※（電子車検証（写し）の場合）併せて自動車検査証記録事項（写し）を提示	○
13	【項番：65・66・67】 エコアクション21の認証、ISO9001の登録の有無及ISO14001の登録の有無の確認に要する書類	【備考】 ・ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、高所作業車、締固め用機械、解体用機械 - 特定自主検査記録表（1年以内に1回） ※審査基準日において有効なものに限る 審査基準日の前1年以内もしくは審査基準日以降に直近で検査を実施したものに限る。 ・ダンプ車 自動車検査証（毎年） 初度登録年月が審査基準日以前であり、かつ審査基準日が有効期間の満了する日以前であるものに限る。 ・移動式クレーン 移動式クレーン検査証（2年毎） 審査基準日が有効期間内であるものに限る。 ※いずれも稼働困難とみなされるものは加対象とならない。 なお、新車購入の場合は、特定自主検査出荷標章（写しで可）または特定自主検査実施時期証明書	○
		審査基準日において有効な（一財）持続性推進機構が発行するエコアクション21の認証・登録証、（公財）日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行するISO9001及びISO14001の登録認定証	
		【備考】 認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が会社単位ではなく一部の支店等に限られている場合は、加対象とならない。	
14	【様式第5号：技能者名簿関連】 技能者数及び技能者のレベル向上の有無の確認に要する書類	審査基準日において施工中である施工体制台帳の作成が必要な全ての工事に係る作業員名簿	
		能力評価基準によりレベル判定された者 能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」	
		【備考】 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢及び職種並びに医療保険、年金及び雇用保険の加入等の状況が記載された部分（作業員名簿）	

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（国土交通省令第98号）の施行（令和3年1月1日）に伴い、建設業法施行規則の一部が改正され、経営事項審査申請に関する手続きに際して提出が必要な書類への押印が不要となりました。

当該改正を踏まえ、愛媛県知事への提出書類の接続部への契印も廃止します。